こととされる場合における附則第十三条の規定による廃止前の日本育英会法施行令（昭和五十九年政令第二百五十三号。以下「旧育英会法施行令」という。）第三条及び第四条」と、第五条第三項中「学資金を」とあるのは「旧育英会法第二十二条第一項に規定する学資金を」と、「学資金の」とあるのは「同項に規定する学資金の」と、「第一項」とあるのは「法附則第十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧育英会法施行令第六条第一項」と、「機構の」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構の」と、「前項」とあるのは「同条第二項」と読み替えるものとする。

2　第五条第三項の規定は、法附則第十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる貸与金の返還（旧育英会法による改正前の日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）第十六条第一項第一号の規定による貸与金に係るものに限る。）について準用する。この場合において、第五条第三項中「学資金を」とあるのは「法附則第十五条の規定による廃止前の日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）による改正前の日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）第十六条第一項第一号の規定による貸与金を」と、「学資金の」とあるのは「同号の規定による貸与金の」と、「第一項」とあるのは「法附則第十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第十三条の規定による廃止前の日本育英会法施行令（昭和五十九年政令第二百五十三号）による改正前の日本育英会法施行令（昭和十九年勅令第二百七十一号）第十五条第一項」と、「文部科学大臣の認可を受けて機構の定める二十年以上の期間」とし、前項の規定は、適用しない」とあるのは「文部科学大臣ノ認可ヲ受ケテ独立行政法人日本学生支援機構ノ定ムル二十年以上ノ期間」とする」と読み替えるものとする。

附　則

この政令は、平成二十三年一月一日から施行する。

文部科学大臣　髙木　義明
内閣総理大臣　菅　**直**人

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十二月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百五十三号

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令

内閣は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の施行に伴い、同法附則第三条第六項及び第十二条並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第八条、第二十四条の二第一項、第二項及び第四項、第二十七条第一項、第二十八条から第二十九条の二まで、第三十条の三第二項、第三十条の五第一項、第三十条の四十四第一項、第三項及び第九項から第十一項まで、第三十条の四十八、第三十条の四十九、第三十八条並びに第四十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章の二　本人確認情報の処理及び利用等（第三十条の二―第三十条の二十五）」を「第四章の二　本人確認情報の処理及び利用等（第三十条の二―第三十条の二十四）　外国人住民に関する特例（第三十条の二十五―第三十条の二十八）」に改める。

第一条中「又は「転出」を「、「転出」、「外国人住民」、「中長期在留者」、「特別永住者」、「一時庇護許可者」、「仮滞在許可者」、「出生による経過滞在者」又は「国籍喪失による経過滞在者」に、「又は法第二十四条」を「、法第二十四条又は法第三十条の四十五」に、「又は転出」を「、転出、外国人住民、中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者、仮滞在許可者、出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者」に改める。

第十一条中「法」の下に「第四章又は法第四章の三」を加え、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第十二条第一項中「法」の下に「第四章又は法第四章の三」を加え、同条第二項第三号中「同条第十項」を「同条第十四項」に改める。

第十三条第一項中「届出」の下に「（以下「転出届」という。）」を加える。

第十五条の三第二項中「住民票に記載されている同条第一号から第四号まで、第六号から第八号まで及び第十三号に掲げる事項」を「当該請求があつた事項を含む。」に改める。

第二十四条第一項中「法第二十四条の規定による届出」を「転出届」に、「付記転出届（法第二十四条の二第一項に規定する付記転出届をいう。第二十四条の三、第三十条の二十一及び第三十条の二十三において同じ。）若しくは世帯員に関する付記転出届（法第二十四条の二第二項に規定する世帯員に関する付記転出届をいう。第二十四条の三において同じ。）があつた」を「法第二十四条の二第一項本文若しくは同条第二項本文の規定の適用を受ける」に改める。

第二十四条の二を削る。

第二十四条の三第一項第一号中「付記転出届」を「転出届」に改め、「法第二十四条の二第一項に規定する」を削り、「転入届」の下に「（法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届をいう。以下この項並びに第三十条の二十第二号及び第三号において同じ。）」を加え、同項第二号中「付記転出届」を「転出届」に改め、「法第二十四条の二第一項に規定する」を削り、同項に次の一号を加える。

三　最初の転入届の際に、法第三十条の四十四第五項の規定による住民基本台帳カード（同条第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。以下同じ。）の提出がされなかつた場合

第二十四条の三第二項第一号中「世帯員に関する付記転出届」を「転出届」に、「者」を「世帯員（法第二十四条の二第二項に規定する世帯員をいう。以下この項において同じ。）」に改め、「法第二十四条の二第二項に規定する」を削り、「転入届」の下に「（同条第二項に規定する最初の世帯員に関する転入届をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同項第二号中「世帯員に関する付記転出届」を「転出届」に、「者」を「世帯員」に改め、「法第二十四条の二第二項に規定する」を削り、同項に次の一号を加え、同条を第二十四条の二とする。

三　最初の世帯員に関する転入届の際に、法第三十条の四十四第五項の規定による転出届をした世帯員が属する世帯の世帯主の住民基本台帳カードの提出がされなかつた場合

第二十四条の四に次の一号を加え、同条を第二十四条の三とする。

七　住民基本台帳カードの交付を受けている者については、当該住民基本台帳カードの発行の日、有効期間が満了する日その他住民基本台帳カードの管理のために必要な事項として総務省令で定めるもの

第二十六条中「法」の下に「第四章又は法第四章の三」を加える。

第二十七条第一号中「届出」の下に「（以下「転入届」という。）」並びに法第三十条の四十六及び法第三十条の四十七の規定による届出（第三号に掲げる届出を除く。）」を加え、同号ハ中「被保険者証をいう。この条及び第三十条において同じ。）」を「被保険者証をいう。以下この条及び第三十条において同じ。）又は国民健康保険の被保険者資格証明書（同法第九条第六項の被保険者資格証明書をいう。以下この条及び第三十条において同じ。）のいずれか」に、「被保険者資格証明書（同法第九条第六項の被保険者資格証明書をいう。この条及び第三十条において同じ。）」を「被保険者証及び国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれも」に改め、「その旨」の下に「並びに国民健康保険の被保険者証の記号及び番号」を加え、同条第二号中「、法第二十四条」を「の規定による届出（以下「転居届」とい